

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者
29 年－ 11 (29. 4. 5)	元気づくり	<p>県民の声の処理要領の遵守徹底について</p> <p>▶陳情理由</p> <p>平成 29 年 3 月 18 日、県空港港湾課及び交通政策課ほかによる出前説明会が行われた。土曜日であるにもかかわらず出席された関係職員の皆様には、敬意と御礼を申し上げる。</p> <p>そこでの質疑応答で、鳥取空港に係る予算や事業（空港ターミナルをつなげる「空の駅」）に関連して、「予算は 8 億円かかると言われているが、費用に対して便益、経済効果はいくらを見込んでいるか」と質問を行ったところ、県の担当職員から「数字を持っていないわけではないが、今は具体的な数字を持ち合わせていないので、後ほど何らかの方法でご説明します」との回答があった。</p> <p>しかし、その場で、県の担当職員は私に回答するための連絡先を聞かないまま帰ってしまい、後日 3 月 23 日、私の方から県庁にあてて「このメールアドレスに連絡してほしい」旨を電子メールで送った。</p> <p>ところが、それに対する回答が、3 月 30 日時点でもなかったため、回答まで 1 週間目途となっている県民の声の処理要領からすれば遅く、しかも、私は、当初 3 月 18 日に質問しており、それからすれば、この時点で 2 週間近く経過しており、遅いと感じたので、県の県民課に催促を依頼した。</p> <p>県民課の職員は「たぶん明日（3 月 31 日）くらいには連絡があると思う」旨を話していたが、4 月 4 日になっても県の担当課からの連絡はなく、私は、再度、県民課に照会を行った。</p> <p>4 月 4 日付けで、ようやく県の担当課からの回答が届いたが、その内容は、当初私が尋ねた内容をきちんとカバーしておらず、経済効果に係る数字も示されないなど、回答漏れが多数見受けられた。</p> <p>県民の声の制度は、県民が県政について疑問に思ったこと等</p>	足 羽 佑 太 (倉吉市)

		<p>を気軽に質問することで、県民と県政との距離を近くし、県政に対する県民の監視を強める大切な制度である。上述のように、県民の声に対する回答が遅くなるなら、せめて事前に、その旨を質問者の県民に連絡しなければ、県民からすれば、遅いと感じてしまう。</p> <p>県民課としても、単に県民の声を所属に振るだけでなく、その声がどうなっているか、せっきく県民の声 DB（データベース）があるのだから、回答が遅れている所属に催促するなどの進捗管理をすることが大切ではないか。</p> <p>県民の声に係る回答について、県民の声の処理要領が遵守されるよう、県の各所属に対して再度の周知をお願いしたい。</p> <p>▶陳情趣旨</p> <p>県議会として、県執行部に対し、地方自治法第 125 条の規定により、次のとおり求めること。</p> <p>県民の声の処理要領が各所属で守られるように、各所属に対して周知徹底を行い、県民にとって利用しやすい制度となるようにすること。</p>	
--	--	---	--